



# 鳥取県公報

平成 29 年 9 月 8 日 (金)  
第 8 9 3 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施 (577) (女性活躍推進課) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (578) (東部福祉保健事務所) . . . . . 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (579) (〃) . . . . . 3
	特定猟具使用禁止区域の指定 (580) (緑豊かな自然課) . . . . . 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (581) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (582) (〃) . . . . . 4
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (583) (〃) . . . . . 4
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (584) (会計指導課) . . . . . 4
	貸付金の元利償還金の収納事務の委託 (585) (教育委員会事務局人権教育課) . . . . . 4
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (16) . . . . . 5
◇ 公 告	森林法による開発行為の許可 (東部農林事務所) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第577号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成29年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称  
企業の女性管理職登用等実態調査
- 2 調査の目的  
従業員数が10人以上の県内の事業所における管理職等の女性の割合や介護休業制度等の仕事と家庭を両立するための制度の整備について実態を調査し、企業に対する県の支援策等を検討する基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲  
県内に所在する従業員10人以上の事業所
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 常用労働者数（男女別）
    - イ 役員及び役職員の人数（男女別）
    - ウ 女性の役員又は管理職の登用者がいない理由
    - エ 出産、育児又は介護を理由とした離職者数
    - オ 介護と仕事の両立支援制度
  - (2) その基準となる期日  
平成29年9月1日
- 5 報告を求める者  
平成27年度に実施した企業の女性管理職登用等実態調査に回答のあった事業所
- 6 報告を求めるために用いる方法  
調査対象者に対して調査票を郵送し、同封の返信用封筒により回収する。
- 7 報告を求める期間  
平成29年9月中旬から同年10月31日まで
- 8 調査票情報の保存期間  
5年間
- 9 結果の公表方法  
鳥取県のホームページでの公表

## 鳥取県告示第578号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年9月8日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ハピネライフー光	ハピネライフー光鳥取支社	鳥取市浜坂315-2	平成29年9月1日	福祉用具貸与、特定福祉用具販売

## 鳥取県告示第579号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年9月8日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ハピネライフ一光	ハピネライフ一光鳥取支社	鳥取市浜坂315-2	平成29年9月1日	介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

## 鳥取県告示第580号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定したので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成29年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間
岩井平和橋特定猟具（銃器）使用禁止区域	岩美郡岩美町大字岩井地内の町道岩井平和橋線と町道岩井中央線との交点を起点とし、同所から町道岩井中央線を東方に進み、国道9号に至り、同国道を東方に進み、町道長谷1号線に至り、同町道を南東に進み、町道長谷真名線真名台橋北端に至り、同橋を渡り、同町道を西方及び南西に進み、町道岩井真名線に至り、同町道を北西に進み、町道岩井平和橋線に至り、同町道を北方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
二本松特定猟具（銃器）使用禁止区域	西伯郡大山町二本松地内の町道殿河内二本松線と第3防火線南方の山道との交点を起点とし、同所から同町道を南方に進み、土塁に至り、同土塁を南方に進み、下市川の西側の支流に至り、同支流右岸を南方に進み、土塁に至り、同土塁を西方に進み、宮川に至り、同川左岸を北方に進み、町道二本松線に至り、同町道を北方及び北東に進み、町道庄田二本松線に至り、同町道を北方に進み、土塁に至り、同土塁を東方に進み、第3防火線南方の山道に至り、同山道を東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
舟場特定猟具（銃器）使用禁止区域	日野郡日野町舟場地内の県道西伯根雨線と町道下黒坂線との交点を起点とし、同所から同県道を南方に進み、国道181号に至り、同国道を西方及び南方に進み、国道180号に至り、同国道を西方に進み、町道大谷線に至り、同町道を西方に進み、町道下黒坂線に至り、同町道を東方及び北東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃

## 鳥取県告示第581号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年9月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
ユウバル株式会社	リハビリサポートデ	米子市米原五丁目	平成29年9月1日	通所介護

	イサービスユーアイ	5-1		
株式会社ライオンハート	訪問看護リハビリステーションラビット	米子市熊党129-23	〃	訪問看護

## 鳥取県告示第582号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年9月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
ユウベル株式会社	リハビリサポートデイサービスユーアイ	米子市米原五丁目5-1	平成29年9月1日	介護予防通所介護
株式会社ライオンハート	訪問看護リハビリステーションラビット	米子市熊党129-23	〃	介護予防訪問看護

## 鳥取県告示第583号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年9月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ライオンハート	米子市熊党129-23	ヘルパーステーション オルカ	米子市熊党129-23	居宅介護、重度訪問介護	平成29年9月1日

## 鳥取県告示第584号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成29年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 委任させた事務

第61回鳥取県美術展覧会に係る出品料の収納事務

## 2 委任を受けた出納員

鳥取県地域振興部文化政策課 課長補佐 伊藤 裕子

〃 係長 岡 和宏

〃 係長 涌島 博文

## 3 委任期間

平成29年9月3日から同月8日まで

## 鳥取県告示第585号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を

次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成29年 9 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

ニッテレ債権回収株式会社

2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県進学奨励資金（奨学生決定番号3630044、3630073、4020178、4020203、4030066、4030218、4040123、4040220、4050217、4050233、4060015、4060020、4060071、4060119、4060183、4060196、4060199、4060200、4060220、4070060、4070127、4070142、4070188、4070242、4080048、4080109、4080153、4090007、4100099、4100108、4100136、4100199、4110092、4110173、4120213、4130017、4130152）及び鳥取県育英奨学資金（奨学生決定番号405120、422160、4141092、4141107、4151113、4161016、4161040、4161115、4161148、4161252、4161282、4171029、4171442、4171445、4171491、4171579、4171585、4181167、4181261、4181393、4181644、4191397、4191451、4191495、4201656、4201703、4211417、4211692、4221475、4221567、4221671、4221676、4231031、4231063、4231167、4231211、4231306、4231501、4231551、4231580、4241183、4241254、4241376、4241506、4241526、4251537、4251567）

3 委託期間

平成29年 9 月 1 日から平成32年 2 月29日まで

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第16号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

平成29年 9 月 8 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,591
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	47,951
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	146,585
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,746
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	41,088
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,464
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,676
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,393
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,155
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	15,914
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,045
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,359

# 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成29年9月8日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 西 尾 博 之

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
有限会社松建工業 代表取締役 松川 敏之	鳥取市津ノ井610	鳥取市細見地内	土石の採掘	3.7648ヘクタール	3.5211ヘクタール	2.1341ヘクタール	平成29年8月18日から 平成32年8月17日まで	平成29年8月18日